

旅館業法施行条例（案）概要

1 目的

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正により、営業施設の宿泊者の衛生に必要な措置に関する基準等について区の条例で定める必要がある。

2 内容

社会教育施設等

旅館施設の設置場所が、社会教育施設等の周囲100メートル以内で、清純な環境が著しく害されるおそれがある場合において、旅館業の許可を与えないことができる社会教育施設等は、各種学校、図書館及び児童利用施設のうち区長が特に必要があると認めるものとする。

宿泊者の衛生に必要な措置等の基準

換気、採光及び照明、防湿、施設の清潔保持、宿泊定員、寝具、浴室、洗面、備品等、宿泊者の衛生に必要な措置等の基準を定める。

宿泊を拒むことができる事由

宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき等、宿泊を拒むことができる事由を定める。

営業者の遵守事項

営業者は、室番号、客室の定員、宿泊料金等の表示、営業従業者名簿の備付けについて遵守しなければならない。

施設構造設備の基準

ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業における1客室の面積、浴室の構造設備、便所の配置等、営業の種類に応じた施設の構造設備基準を定める。

衛生措置基準の特例

区長は、施設のうち季節的に利用されるものその他特別な事情のあるものについては、基準の一部適用除外や特例を定めることができる。

3 施行期日

平成24年4月1日